

国際的な税逃れ対策の効果

1 税逃れ対策とは何か

2013年7月にモスクワにおいて開催されたG20財務相・中央銀行総裁会議において、OECDのグリア事務総長が多国籍企業の国際的な課税逃れを防止するための対策を盛り込んだ行動計画を報告した。この背景には、2012年に世界的に有名なコーヒー販売会社による英国における租税回避の事例、アイルランドあるいはオランダの税制等を巧みに利用した租税回避等が顕在化したこと等を受けて、各国が協調してその対策を講じるという機運が高まり、OECDが具体的なルール作りを行うことになったのである。

2 なぜ今なのか

OECDは、有害な税競争の除去という活動として、1996年以降、各国の経済及び税制等に悪影響を及ぼすタックスヘイブン、租税優遇措置の除去活動を開始している。このような活動が行われた背景としては、世界の国々は、その国の財政状況等に応じて自国の税制を定めることができる課税管轄権を有しているのであるが、所得税・法人税等のないタックスヘイブン、特定の事業等に租税優遇措置を講じて税負担を軽くしている国等が世界にあり、移動可能な企業等は、その事業上の拠点をこれらの税負担の軽い国に移すことが可能であるという事実がある。その結果、先進諸国において経済の空洞化現象が生じ、移動可能な企業が国外移転した国は必然的に企業課税から消費等中心の税制にシフトせざるを得ず、これらの国々では税制に歪みが生じるのである。このような状況は、約20年前にOECDが有害な税競争除去の活動を始めた時

と現在では、大きな変化はないが、年々各国の税収減少が著しく減少しているという差し迫った事態になったことは明らかである。

3 富裕層の課税

今回のOECDの行動計画の対象が多国籍企業となっているが、世界の富裕層という個人課税の分野についても、OECD租税委員会は注目しているのである。OECDは、2008年3月に個人富裕層フォーカスグループを設置し、同年10月に「OECD租税委員会における個人富裕層プロジェクトに関する意見の募集」を行っている。そして、2009年7月開催の第5回税務長官会議（Forum on Tax Administration : FTA）において金融機関あるいは個人富裕層等の税務遵法性向上のための取組みとして4つの報告書が公表されている。国税庁は、このようなOECDの動向等を受けて、個人富裕層に対する専担部署の創設等に向けて取り組む方向となったのである。

4 税務行政における国際的協調

前出のOECDにおける有害な税競争防止の活動の成果は、タックスヘイブンと先進諸国との情報交換協定の締結、有害な租税優遇措置の除去という成果を生み出した。

日本の場合、2010年2月の対バミューダ新租税協定署名から始まり、2011年1月の対バハマ新情報交換協定署名、同年2月の対ケイマン諸島新租税協定署名、同年6月の対マン島新情報交換協定署名、同年12月の対ジャージー新租税協定署名、対ガーンジー新租税協定署名、2012年7月の対リヒテンシュタイン新情報交換協定

Topics of International Taxation

署名、2013年6月の対サモア独立国情報交換協定署名、そして、英領ヴァージン諸島及びマカオとの租税情報交換協定が交渉中である。このように、現在、日本が主たるタックスヘイブンと情報交換協定を結ぶに至った背景には、OECDにおける活動等が寄与したことは事実であろう。

また、これ以外に2011年11月4日に、日本は、多国間の税務執行を円滑にするための条約である税務行政執行共助条約に署名し、2013年7月1日に同条約は発効している。この条約が実際に適用されると、同時税務調査、徴収共助等が行われることになり、税務執行に新しい局面をもたらすことになる。

この他に、JITSIC（国際タックスシェルター情報センター：Joint International Tax Shelter Information Centre）という組織を作ることが日、米、英、豪、加の税務当局の長官が合意し、2007年秋に英国のロンドンに開設された。これは、米国のJITSICワシントンに次ぐ2番目のJITSICである。JITSICワシントン及びロンドンには、国税庁から国際的租税回避スキーム解明の専門家が派遣されている。

このように、OECDが有害な税競争防止を始めた頃と比較すると、税務執行の面で各国の協力度合いが一段と緊密になっているのである。

5 逃税と消税現象

逃税という言葉は私の造語であるが、本稿の冒頭で述べた多国籍企業の税逃れはまさに逃税というものである。本来であれば、その企業の本拠地の国で課税を受けるべきであるが、タックスヘイブン等を巧みに利用することで本来の課税を逃れているのである。個人の場合、個人が住む場所を各国転々とすることで、税負担の軽減を図るような「永遠の旅人」問題がこれに該当するものといえよう。

また、消税も私の造語であるが、ネット取引等に関するもので、課税の枠から外れてしまう

ことを指したものである。最近では、電子書籍に係る消費税の課税問題がある。電子書籍に関して、外国のサーバーから提供する場合と、国内のサーバーから提供する場合では、前者の場合は消費税の課税がなく、後者の場合は消費税の課税があることから、同様の取引において、その一方が国境を越えて行うことで税が消えるということである。

結局のところ、OECDは、この逃税、消税現象に対する対策を期限を示して行うことになったのである。

6 対策の効果

この税逃れ対策の効果については疑問視する論調もあるが、一例として、移転価格税制の適用を考えてみよう。移転価格税制は、各国国内法の整備、OECDによるガイドラインの作成、租税条約における相互協議、仲裁制度の創設、移転価格の決定方法に関する事前確認制度の拡充等、種々の知見が積み重なってきてはいるが、二国間における所得の配分については、利害の対立があることも事実であろう。このように、ある事象に関して総論部分としては、各国が共通の認識を共有することは可能であるが、実際の税額のやり取りという部分に関しては、各国共通のルールがないといえよう。

移転価格税制に関して、米国の場合は、財務省規則が整備された1960年代後半から、日本の場合は、同税制が創設された1986年以降、現在まで多くの時間が経過したにもかかわらず、利害の対立の解消法は確立されていない。移転価格税制は、二国間の問題であり、今回の税逃れ対策は多国間の問題であるとしても、二国間の問題が解消されていない状況下で、多国間における利害の調整は可能といえるのかはなほだ疑問であるが、今後の推移を興味持って見守りたいと思う。

中央大学商学部教授

矢内 一好